

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)

の一部を改正する法律について

【平成26年5月30日公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**」に改め、**法目的に鳥獣の管理**を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める(第4条)。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣 保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣 管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとする**。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和**を行う。(第14条の2)

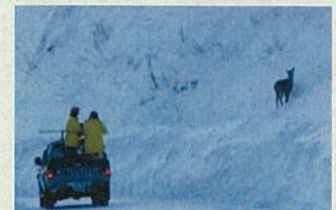


夜間に撮影されたニホンジカ

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けられることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻酔銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 平成27年5月29日施行(一部は公布日施行)

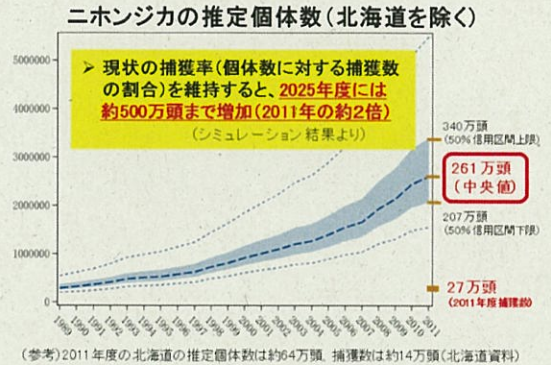
指定管理鳥獣捕獲等事業費

平成27年度予算(案)額: 500百万円(0百万円)
平成26年度補正予算額: 1,301百万円

【背景】

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- ニホンジカの推定個体数が、現状の捕獲率を維持すると、2025年には2011年の約2倍に増加
- 環境省と農林水産省は、2013年12月にシカ・イノシシの個体数を10年後までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表

→ 捕獲数の大幅拡大が必須



【指定管理鳥獣捕獲等事業】

- 鳥獣保護法の改正により創設
- 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとするもの
- 指定管理鳥獣は、ニホンジカ及びイノシシを指定予定

【交付金の内容】

対象鳥獣 : 指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシを指定予定)

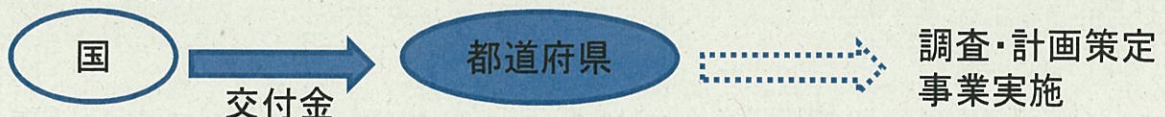
対象都道府県 : 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県

交付対象事業及び要求額

- ① 実施計画策定等事業(※H26補正予算はモデル事業として実施)
 - ・ 実施計画の策定のための調査、計画検討経費
 - ・ 事業効果の評価のための調査、評価経費
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業(※H26補正予算はモデル事業として実施)
 - ・ ニホンジカ捕獲等事業
 - ・ イノシシ捕獲等事業

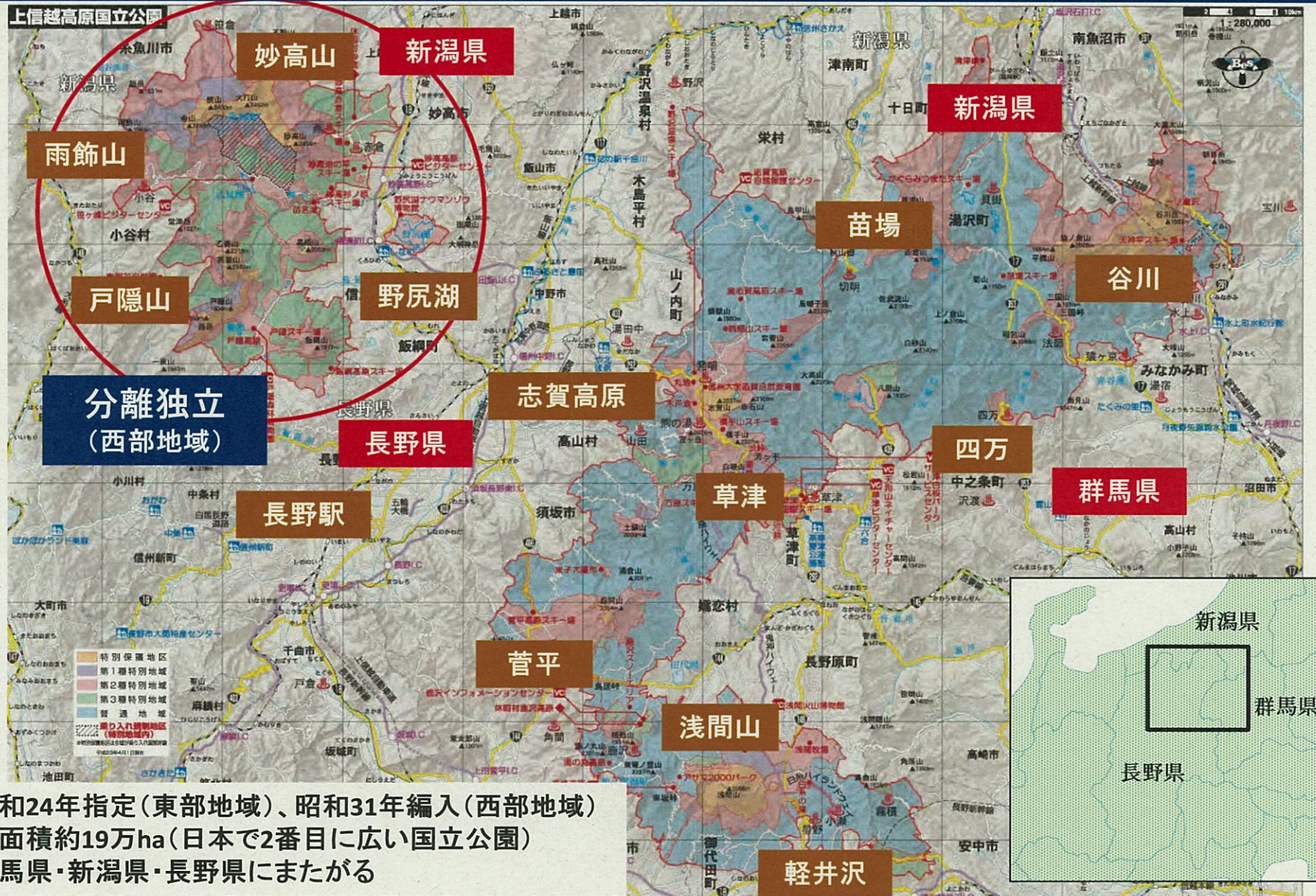
交付割合 : 事業費の1/2以内(H26補正予算は事業費の9/10以内)
(※平成27年度当初予算では特別交付税措置を要望中)

交付の仕組み(要検討) :



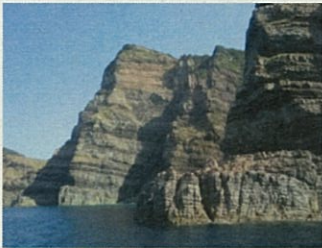
妙高戸隠連山国立公園の指定（予定）

<上信越高原国立公園の分離独立>



甌島(こしきしま)国定公園の指定 (予定)

鹿島断崖



長目の浜



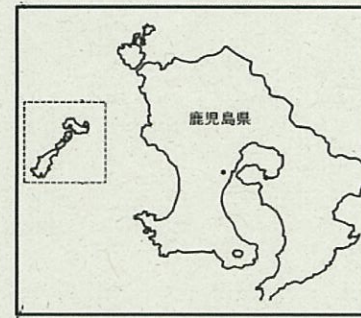
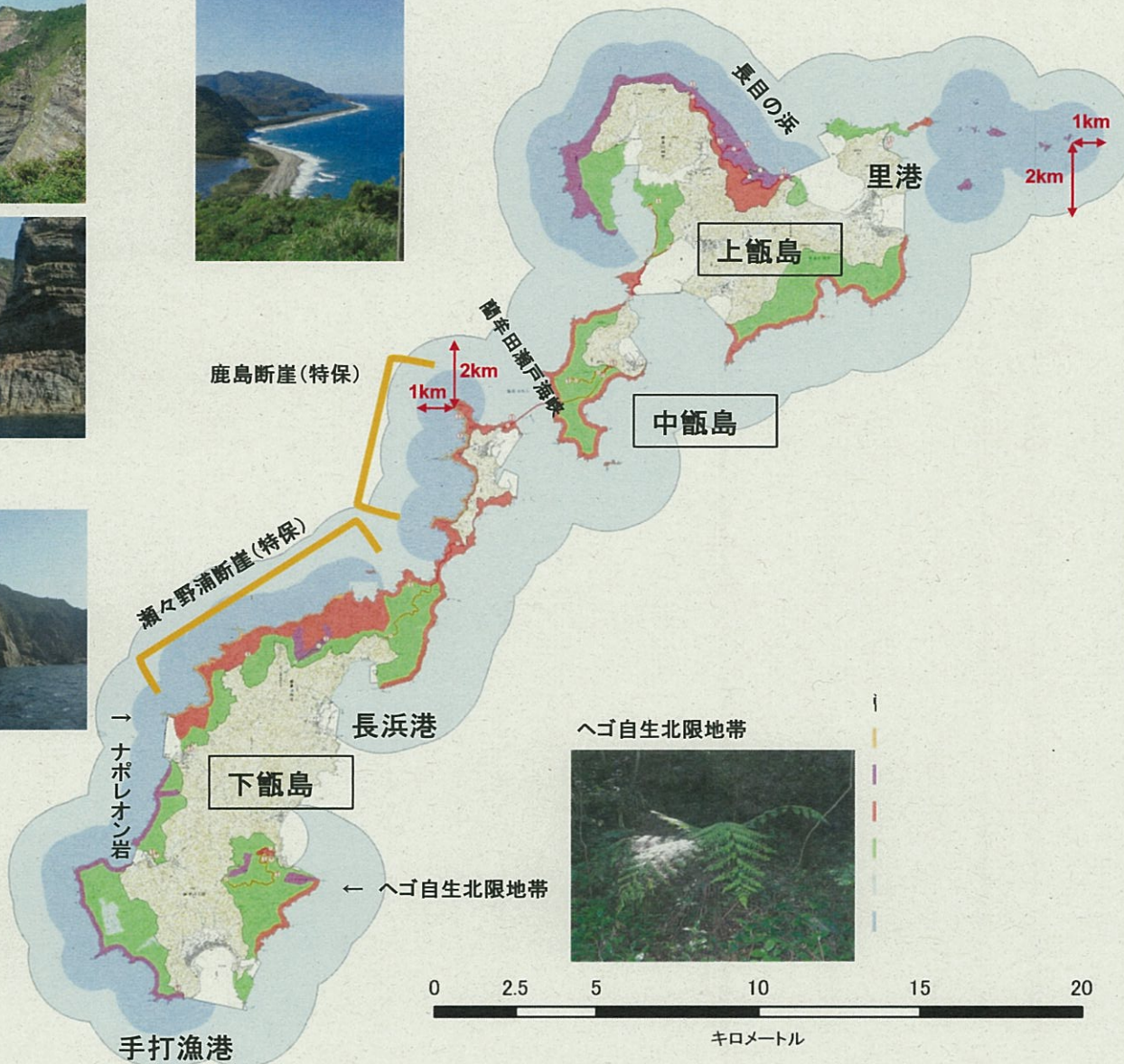
サンゴ群集



瀬々野浦断崖



ナポレオン岩



凡 例	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	
海域公園地区	

三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクト



<背景>

■ 東日本大震災

- ・ 自然環境、自然公園施設・自然体験型利用への影響
- ・ 自然の脅威とのかかわり方の再考

■ 守り・育まれてきた自然と人とのかかわり

- ・ 豊かな自然に支えられた地域の暮らし、文化、産業、里山・里海

三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興を実施<7つのプロジェクト>

- ① 三陸復興国立公園の創設 (自然公園の再編成)
- ② 里山・里海フィールドミュージアムと施設整備
- ③ 地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅
- ④ 南北につなぎ交流を深める道・みちのく潮風トレイル
- ⑤ 森・里・川・海のつながりの再生
- ⑥ 持続可能な社会を担う人づくりの推進
- ⑦ 地震・津波による自然環境への影響の把握

<今後の予定>

- 南三陸金華山国定公園を三陸復興国立公園に編入(今年度内に編入予定)
- みちのく潮風トレイルの全路線の早期の設定